

埼玉県地域保健医療計画の一部変更（案）の概要（外来医療に係る部分）

変更の趣旨

外来医療が入院医療や在宅医療と切れ目なく提供されるよう、外来医療の状況を可視化し共通認識を形成し、医療機関の自発的な取組や地域の医療関係者間の協議等による連携を進める必要



医療法の改正により、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を、医師の確保に関する事項とともに、医療計画の一部として追加

計画の期間（追加部分）

令和2（2020）年度から令和5（2023）年度まで

※現行計画の終期と合致させるため4年間とし、第8次計画以降は3年ごとに見直し

| 西暦 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
|--------|------|------|------|---------|------|------|---------|------|------|---------|------|------|
| 医療計画 | | | 第7次 | | | | 第8次 | | | | | |
| 追加する事項 | | | | 第7次 | | | 第8次（前期） | | | 第8次（後期） | | |
| | | | | 指標設計（国） | | | 計画策定（県） | | | | | |

主な内容（追加事項）

○目的

- ・外来医療の状況等の情報提供を通じて、地域で不足する医療機能への協力等を促す。
- ・医療機器の配置・利用状況を情報提供し、医療機器の共同利用の協議を行う。

○区域と推進体制

- ・二次保健医療圏を外来医療に係る取組を推進する「区域」に設定
- ・地域保健医療・地域医療構想協議会を「協議の場」に位置付け

○外来医師偏在指標

- ・区域ごとに診療所医師の多寡を指標として可視化
- ・国のガイドラインでは、全国の上位3分の1に該当する区域を外来医師多数区域に設定することとされている。

→秩父区域が該当（暫定値）するが、多数区域に設定しない。

【理由】

- ・県内二次保健医療圏の中で唯一診療所医師数が減少（平成18年から平成28年）
- ・区域内の診療所に自治医科大学卒業医師を配置し、政策的に医療体制を維持

→本県には外来医師多数区域はなし

○外来医療の提供状況

- ・医療施設数及び診療所当たり患者延数
- …時間外等診療、往診、訪問診療の区分ごとにNDBデータを活用して、区域別に集計
- ・各区域において不足する医療機能
- …秩父郡市医師会の意見を基に案を作成し、協議会委員に意見照会

○医療機器の効率的な活用

- ・配置状況
- …CT・MRI・PET・マンモグラフィ・放射線治療の台数を、医療施設調査を基に区域別に集計
- ・医療機器の人口当たり台数
- …人口あたりの医療機器台数を区域別に指標として可視化
- ・稼働状況
- …医療機器の稼働件数（年間件数）を区域別に集計

○外来医療に係る医療提供体制の確保に向けた取組

- ・外来医療機能の確保に関する協議
- …地域の課題を共有し、医療機関間の役割分担等の議論を実施
- 各医療機関の自発的な取組を促す
- ・医療機器の効率的な活用に関する協議
- …地域において、地域医療支援病院を中心とした共同利用に係る協議等を実施